

## 26. 森林経営管理制度の推進に関すること

主管：森林整備推進室

### 経緯

森林の有する公益的機能は国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備は国土の保全、国民の生命を守ることにつながる。しかし現状では、長期的な林業の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や、担い手不足等による未整備森林が大きな課題となっている。こうした中、平成30年5月に森林経営管理法が可決成立、平成31年4月から森林経営管理制度が施行され、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進するための新たな森林管理システムがスタートした。併せて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

森林経営管理制度の推進に当たり、小規模な木曽郡内の町村では専門的知見をもって林務行政を担える人材に限られることから、木曽広域連合に森林整備推進室を設置し、構成町村と連携して本制度に係る業務の共同処理を担うこととなった。

### 現状と課題

**現状** 国内の森林は、戦後から高度経済成長期に植栽された人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしている。国内で生産される木材は増加し、木材自給率も上昇を続け、国内の森林資源は「伐って、使って、植える」という、森林を循環的に利用していく新たな時代に入ったと言える。

**課題** 木曽郡内の私有林の所有形態は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林への関心が薄れ、森林の手入れが不足している状況が続いている。また、国土調査未了で境界が不明確、相続登記がなされていない等、森林の管理は年々難しくなっており、木曽管内の私有林のうち約4,500haの人工林が適切に管理されていない状況であるといわれている。これは、林業経営や森林資源の活用といった観点はもとより、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能という側面からも課題とされるところである。

### 今後の方針

構成町村と連携して森林経営管理制度を円滑に推進し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図る。

併せて、下流域自治体の森林環境譲与税の活用について、調査研究を行う。

### 施策

- 1 森林経営管理制度の推進
- 2 下流域自治体の森林環境譲与税活用の調査研究